

# みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条 第11条）

#### 第2章 みんなで支えあう福祉のまちづくりの指針（第12条 第18条）

#### 第3章 みんなで支えあう福祉のまちづくりのための重点的な取り組み

##### 第1節 地域づくり（第19条 第25条）

##### 第2節 ひとづくり（第26条 第29条）

##### 第3節 しくみづくり（第30条 第37条）

#### 第4章 雑則（第38条）

### 附則

#### 前文

私たちのくらす行橋市は、豊かな自然環境や歴史、文化など多くの財産を受け継ぎながら発展してきました。

住みなれた地域で、いつまでも安全に、安心してくらしたいという思いは、私たち行橋市民の共通の願いです。

この願いを実現するためには、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し、支えあい、ともに生きる地域社会を築くことが必要です。

そのため、私たちは、地域づくり、ひとづくり、しくみづくりを基本とし、だれもが住みなれたこの地域で、安心して、いきいきとくらすことのできる、みんなで支えあう福祉のまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、みんなで支えあう福祉のまちづくりを推進するため、その基本方針を明らかにし、市民、事業者及び市の役割並びに基本方針を実現するための基本的事項を定めることにより、市民だれもが生涯を通じて安心して健やかにくらす

ことのできる地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

市民 市内に居住する者のほか、市内で働く者、学ぶ者及び公共的な活動を行なう団体を含めた者をいう。

事業者 生活関連施設を所有し、若しくは管理するもの又は新設しようとするものをいう。

生活関連施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他多数の者への利用提供を行う施設をいう。

高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人、その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制約がある者をいう。

福祉サービス 健康分野及び福祉分野において制度的に提供するサービス及び市独自で提供するサービスをいう。

市民活動 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。

(基本方針)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる基本方針に基づき、みんなで支えあう福祉のまちづくりを推進するものとする。

市民が個人として尊重され、かつ公平に福祉サービスを楽しむことができるまちづくり

市民が地域で支えあい、安全、安心な生活を営むことができるまちづくり

市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉のまちづくり

(市民の責務)

第4条 市民は、生涯にわたり自らの健康増進に努めるとともに、互いに協力して、安全、安心な地域社会を築くよう努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障がい者等に対して理解と思いやりを持ち、互いに尊重し支え

あう地域社会を築くよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、施策の立案及び実施にあたっては、市民の健康及び福祉への配慮を行うとともに、高齢者、障がい者等が安心して生活を営むことができるよう、支援及び環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民が、地域の様々な生活課題に自発的かつ積極的に取り組みながら、住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域福祉の推進に必要な施策の充実に努めなければならない。

(基本目標)

第7条 市民、事業者及び市は、みんなで支えあう福祉のまちづくりを推進するため、相互に協働し、連携し、一体となって地域で支えあうしくみづくりとして次に掲げる事項について重点的に取り組むものとする。

地域づくり

ひとづくり

しくみづくり

(市民意見の反映)

第8条 市は、市民による主体的な活動に基づく福祉のまちづくりに関する意見であって、広く市民の福祉の向上に寄与すると認められるものを市の施策に反映させる

よう努めなければならない。

(権利の尊重と擁護)

第9条 市民、事業者及び市は、高齢者、障がい者等の自己決定に関する権利を尊重するものとする。

2 市は、高齢者、障がい者等の自己決定に関し、社会福祉事業者や関係機関と連携しながら権利擁護に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第10条 市民、事業者及び市は、福祉のまちづくりについての役割を認識し、相互に連携し、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と一体となって福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 みんなで支えあう福祉のまちづくりの指針

(保健、福祉、医療等の分野の連携)

第12条 市は、健康福祉施策の総合的な推進を図るため、保健、福祉、医療等の分野の連携に努めなければならない。

(各計画の連携)

第13条 市は、第3条に規定する基本方針に基づき、健康及び福祉等に関する計画を相互に連携を図りつつ策定し、健康福祉施策を計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の各計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、第1項の各計画を策定したときは、遅滞なく公表するものとする。

4 市は、第1項の各計画の適切な進行管理を行うものとする。

(高齢者福祉の充実)

第14条 市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかで自立した生活を営むことができるとともに、介護が必要となった場合においても住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めなければならない。

(障がい者福祉の充実)

第15条 市は、障がい者が、その障がいの種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力を發揮して、地域社会を構成する一員として様々な分野への参加ができ、自立した生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めなければならない。

(ライフステージに応じた健康施策の充実)

第16条 市は、市民が生涯を通じて健康で安心して満ちた生活を営むことができるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び心身の健康の保持増進に必要な施策の充実に努めなければならない。

2 市は、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期を通して、母子の健康が確保できるよう、必要な施策の充実に努めなければならない。

(次代を担う子どもの育成)

第17条 市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、就労環境の整備、地域での子育て活動への支援、その他の子育て家庭の支援に必要な施策の充実に努めなければならない。

2 市は、虐待等の理由により、特別に保護を要する子ども及びその家庭の支援に必要な施策の充実に努めなければならない。

3 市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境、教育環境及び社会環境の整備、その他の必要な施策の充実に努めなければならない。

(福祉意識の醸成)

第18条 市は、市民が互いを尊重し、高齢者、障がい者等に対する理解を深め、思いやりや支えあいの心を持つよう、福祉意識の醸成に努めなければならない。

第3章 みんなで支えあう福祉のまちづくりのための重点的な取り組み

第1節 地域づくり

(市民が自ら進める地域づくり)

第19条 市民一人ひとり、自らの地域を自らよくしていこうという気概を持って、地域での活動に積極的に参加し、くらしやすい地域づくりに取り組むものとする。

2 自治会など地域づくりに取り組む者は、自らの活動を積極的に推進して、地域のつながりを深めるとともに、くらしやすい地域づくりに努めるものとする。

(市民活動団体間の連携)

第20条 福祉のまちづくりを推進する市民及び市民活動団体は、情報の共有及び交流の機会の確保に努め、相互の連携を図るものとする。

(地域づくりのための支援)

第21条 市は、くらしの場である地域社会の連帯感が深まり、ともに支えあう地域づくりが進むよう、積極的な支援に取り組むものとする。

(家庭と地域での子育て)

第22条 子育てをする家庭は、子育ての責任が保護者と家庭にあることを自覚し、子どもの健やかな育成に努めるものとする。

2 市民は、地域で安心して子育てができるよう、自らの知恵や経験をいかして、子育てをする家庭を進んで応援するものとする。

3 市は、関係機関、団体などと連携して、次代を担う子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに積極的に取り組まなければならない。

(市民による環境づくり)

第23条 市民は、生活する地域において、くらしやすさを共有するため、自然環境の保護に努めるなど、安全で快適な環境づくりに努めるものとする。

(施設の提供)

第24条 事業者及び市は、その所有し、又は管理する施設を、福祉のまちづくりを推進するため、市民又は事業者の自主的な活動の場として利用できるよう努めるものとする。

(高齢者、障がい者等の把握)

第25条 市民は、日常から、高齢者、障がい者等の身近な存在を把握し、必要時に  
おいて援助を行うよう努めるものとする。

## 第2節 ひとづくり

### (地域の人材育成)

第26条 市民、事業者及び市は、地域における指導的役割を担う人材の発掘及び育  
成に努めるものとする。

### (地域活動の推進)

第27条 地域を担う団体及び個人は、地域活動の推進に努めるものとする。

- 2 市は、社会福祉協議会など地域福祉に寄与する団体及び個人と協働し、地域づく  
りに関する地域住民の主体的な取り組みに対し、必要な支援に努めなければならない。  
い。

### (市民の健康づくり)

第28条 市民は、心と体の健康が生活の基本であることを自覚し、自ら進んで健康  
の保持、増進に取り組むものとする。

- 2 地域において健康づくりを推進する団体は、地域の住民が参加しやすい環境整備  
を心がけるとともに、目的と意識を共有し、地域の先導者としての役割を担うもの  
とする。
- 3 健康の保持、増進にかかわる事業者及び市は、心と体の健康が市民生活のうえで  
重要であることを認識し、市民が求める健康づくりに十分応えることができるよう  
事業内容の一層の充実に努めなければならない。

### (福祉を支える人材の育成)

第29条 事業者及び市は、福祉を支える専門的人材の資質の向上に努めなければな  
らない。

- 2 事業者及び市は、福祉を支える専門的人材にとって必要な情報収集及び提供、連  
携について必要な措置を講じなければならない。

## 第3節 しくみづくり

(安全、安心な生活の確保)

第30条 市民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び相互扶助の精神に基づき、地域の安全確保に努めるとともに、市が実施する生活安全対策に協力するよう努めるものとする。

2 市は、高齢者、障がい者等が安全な日常生活及び社会生活を営むことができるよう関係機関と連携し、防災、防犯、交通安全、環境保全等、生活安全対策に努めなければならない。

(情報の収集及び周知)

第31条 事業者及び市は、市民が適切な福祉サービスを選択できるよう、必要な情報を収集し、その周知に努めなければならない。

(相談支援体制の整備)

第32条 事業者及び市は、市民からの相談に、迅速かつ適切に対処するため、相談支援体制を整備するものとする。

2 事業者及び市は、相談機関における人材の確保及び人材の育成に努めなければならない。

(市の施設の先導的整備等)

第33条 市は、高齢者、障がい者等が住みなれた地域において暮らし続けることができるよう住環境の整備を進めるほか、安全で快適に居住するための必要な施策の充実に努めなければならない。

2 市が整備を行う公共的施設については、新築、建て替え、改修にあたって高齢者、障がい者等に配慮した整備を行うものとする。

(施設整備にあたっての他法との整合性)

第34条 市は、福祉のまちづくりの推進にあたっては、この条例によるもののほか、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第92号)、福岡県福祉のまちづくり条例(平成10年福岡県条例第4号)、その他の法令等により、施設整備の総合的推進を図るものとする。

2 施設整備にあたり、特に必要と認められるものについては、市長が別に定めることができる。

(移動の確保)

第35条 市民、事業者及び市は、高齢者、障がい者等が円滑かつ安心して移動できるよう、移動の支援と手段の提供に努めるものとする。

2 公共交通車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共交通車両等が高齢者、障がい者等が安心して利用できるよう努めるものとする。

(要援護者情報の整備)

第36条 市民は、地域で作成する支援マップについて、市が必要な情報の提供を求めた場合、協力するものとする。

2 市は、関係機関及び市民の協力を得ながら高齢者、障がい者等の把握を行い、要援護者情報の整備を行なうものとする。

3 市は、災害時等における福祉施策を円滑に進めるため、災害時等において高齢者、障がい者等の情報を関係機関に提供することができるものとする。この場合において、市及び関係機関は、行橋市個人情報保護条例(平成13年行橋市条例第21号)の規定に基づき、その目的を達成するために必要最小限度の範囲内でその情報を提供するものとする。

(災害時等における高齢者、障がい者等に対する対応)

第37条 市は、高齢者、障がい者等に対する災害時等の支援のため、防災情報の提供、防災支援対策等の避難支援体制及び見守り体制の充実に努めるものとする。

2 市は、医療関係機関と連携を図り、緊急時において遅滞のない対応ができるよう医療体制の整備を行うものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。